

市条例の見直しの検討について

1 概要

- 令和2年7月に施行した条例について、条例施行後3年を迎える令和5年7月を目途として、見直しの検討を進める（※）。

（※） 条例附則で、「条例の施行後3年を目途として、障がい者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとしている。

2 検討事項（案）

- これまでの本協議会での協議結果を踏まえ、以下の項目について検討を進める。
 - (1) 助言又はあっせんの申立てに係る対応について
 - (2) 法改正への対応について
 - (3) その他の取組状況を踏まえた対応について

3 検討スケジュール（案）

- 今後、下表のとおり、条例施行後3年を迎える令和5年7月までに検討の上、条例の見直しが必要な場合には、令和5年度中の改正を目指すものとしてはどうか。
- その際、権利擁護専門部会（障がい当事者や支援担当者で構成される多摩市地域自立支援協議会の下部組織）のメンバーに意見照会を行いながら、検討を進めるものとしてはどうか。

	令和4年度									令和5年度																	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	～	12月	～	3月								
本協議会	第1回 検討スケジュール等 について			委員の 改選			第2回 市条例の見直し 検討について①			第1回 市条例の見直し 検討について②			パブリックコメント			条例案の最終確認			市議会へ条例案の提出								
権利擁護 専門部会	検討									検討																	